

伴走支援型経営改善資金

この資金の特徴

- ☑ 国の全国統一制度である「伴走支援型特別保証制度」に対応した資金です。
- ☑ 金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料が大幅に引き下げられております。

次のような方が対象です

- 新型コロナウイルス感染症による影響で売上高等が15%以上減少している。

融資条件

		SN保証4号	SN保証5号	一般保証
限度額		1億円		
利率	5年超10年以内	年1.1%以内	年1.2%以内	
	3年超 5年以内	年1.0%以内	年1.1%以内	
	3年以内	年0.9%以内	年1.0%以内	
令和4年10月1日現在の利率です。(固定金利)				
期間・償還方法		10年以内(1年以内のご利用も可能です) 据置5年以内 元金均等月賦償還 (ただし、融資期間1年以内の場合は一括償還を選択可能)		
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める		
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要 代表者は一定要件(①法人・個人分離、②資産超過)を満たせば不要		
信用保証料		年0.2(一般保証とは別枠の保証)		年0.2%~1.15%以内

資金使途

設備資金	運転資金
店舗の改装又は機械設備の購入等に必要な資金	商品仕入れや外注費支払い等に必要な資金

融資実行日から1年以上経過している借換対象資金^(※1)又は小規模事業資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金(複数の借入れを一本化する場合にあっては、これに加えて、融資実行日から1年を経過していない借換対象資金又は小規模事業資金を含めることができます。)。ただし、納税に充てる資金、転貸資金等は融資対象になりません。

※1 借換対象資金(県制度融資に限る。)

事業資金(短期貸付を除く。)、小規模事業資金(借換制度によるものを含む。ただし、再借換は除く。)、起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金(女性経営者支援資金として融資されたものを含む。)、設備投資促進資金(企業成長サポート資金、企業成長設備資金として融資されたものを含む。)、事業承継資金、産業創造資金(経営革新計画促進融資、エネルギー対策強化融資を含む。また、産業立地資金として融資されたものを含む。)、経営安定資金、経営あんしん資金、新型コロナウイルス感染症対応資金、経営支援特別融資、スーパーサポート資金、借換資金(再借換を除く。)、緊急借換資金(再借換を除く。)、伴走支援型経営改善資金(太字の資金は、廃止資金のため新規の貸付は行っておりません。)

融資対象者

伴走支援型経営改善資金は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

1 次の区分のうちいずれかに該当する者。

区分	融資対象者の条件	備考
①SN保証4号	新型コロナウイルス感染症による影響を要因としてSN保証4号の認定 ^(※2) を受けている方。	※2 認定基準については各市町村の商工担当課にお問い合わせください。
②SN保証5号	売上高等の減少を要因としてSN保証5号の認定 ^(※3) を受け、かつ、売上高等減少率が15%以上である方。	※3 認定基準については各市町村の商工担当課にお問い合わせください。
③SN保証5号	売上高等の減少を要因としてSN保証5号の認定 ^(※3) を受け、かつ、売上高等減少率が15%未満の場合は、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している方。	
④一般保証	最近1か月 ^(※4) の売上高が前年同月と比較して15%以上減少している方。	※4 原則として申込みの月の直近1か月をいいます。
⑤一般保証	最近1か月 ^(※4) の売上高が前年同月と比較して5%以上減少、かつ、前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している方。	

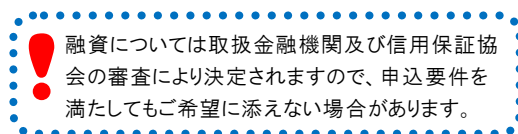
2 信用保証対象業種^(※5)を営んでいる。

※5 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 事業税等を滞納していない。

4 事業に必要な許認可等を取得している。 等



申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(県所定様式1-2)	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等(納期限が到来している場合)	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・1期目の確定申告又は決算が終了していない場合は不要
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
本資金の利用に係る必要書類	・保証協会所定の経営行動計画書 ・セーフティネット保証の認定書(SN保証4号と5号の場合) ・保証協会所定の売上高減少要件確認書(SN5号売上高等減少率15%未満用)(区分③の場合) ・保証協会所定の売上高減少要件確認書(一般保証用)(区分④又は⑤の場合)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

取扱金融機関

(商工会議所・商工会では受付できませんので御注意ください)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店の、
(日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。)

お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・取扱金融機関



詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。[埼玉県制度融資](#)で検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>